

入札(見積合わせ)結果調書

件名	下水処理センター汚泥焼却灰収集運搬業務				
契約方法及び根拠条項	随意契約 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号				
契約の相手方	旭川市流通団地1条5丁目 (株)ジェイアール貨物・北海道物流旭川支店				
契約金額	¥87,230/コンテナ (うち取引に係る消費税及び地方消費税 ¥7,930円)				
契約期間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで				
契約担当課	上下水道部 経営企画課				
入札(見積)日時	令和3年3月12日 午後5時15分				
入札(見積)結果					
	業者名	第1回	第2回		入札等の 執行状況
1	(株)ジェイアール貨物・北海道物流旭川支店	79,300円/コンテナ			4/1付け決定
2	以下余白				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
一者特命の 随意契約と した理由	<p>産業廃棄物である汚泥焼却灰の収集運搬業務については、下水処理センターから太平洋セメント株式会社上磯工場まで長距離運搬する業務であり、専用コンテナを用いた鉄道を利用する輸送手段を取ることが安全・確実で安価な輸送手段である。鉄道を利用する場合には①北海道知事の産業廃棄物収集運搬業(ばいじん)の許可を有すること②汚泥焼却灰を運搬可能な専用の鉄道コンテナ、専用コンテナ輸送トラック及び専用コンテナ輸送ダンプシャーシを所有していること③トラックでの集荷、鉄道を利用しての輸送、トラックでの配達を一括して行える国土交通大臣の許可を受けた第二種貨物利用運送事業者であることが必要であるが、これらの要件をすべて満たす旭川市物品購入等入札参加資格者名簿、営業種目「3170廃棄物処理」取扱品目「3175産業廃棄物処理(収集・運搬)」の入札参加資格を有しており、かつ北海道又は旭川市の産業廃棄物収集運搬業のばいじんの許可を有し登録されている業者は株式会社ジェイアール貨物・北海道物流旭川支店のみであることから、当該事業者を選定する。(旭川市水道局随意契約ガイドライン2(1)イに該当)</p>				